

さまざまな いじめや差別 ゆるさない

武蔵ヶ丘小学校 5年 森 空翔

わたしはこれまで、失敗した後に後悔したこと、何度もありました。でも今は「失敗から学ぶこと」によって失敗をむだにしません。犯した過ちをすなおに認め、行動を改めていきます。」という言葉に出会って、「失敗することもむだにしなければ、自分のためになる」と思っています。私は、五年生の七月「肥後っ子教室」に行きました。私は、行く前から、前田尚子さん、田中実子さん、杉本菜子さんなど水俣のことをよく知っている方々の勉強をしました。なので、水俣に行くのは、眠れないほど楽しみだったし、水俣について、よく知っているつもりでした。水俣へ行く



水俣病資料館で心が動いたことをメモしています

「水俣の約束」と私

菊陽南小学校 6年 榎田 朱花音

た日、(よし、勉強がんばるぞ)という気持ちで行きました。水俣に着いて、水俣病資料館で勉強をしている時、ふと目に入ったのが、「水俣の約束」でした。私はその時、水俣のことが書いてあるのかなと、興味がとてもありました。水俣の約束を見ているうちに、私と重なっている所がたくさんありました。一番私と重なっていた言葉が、「失敗から学ぶこと」によって、失敗をむだにしません。犯した過ちをすなおに認め行動を改めていきます。」でした。私は、その言葉を読んだとき、ドキッとしました。なぜなら、私は三年生の時、友達に、(ちよっとくらいいいか)と思って、いじわるをしたことがありました。当然、家族におこられて

先生から 朱花音さんが自分事のできたのは、三年生の時、家の人と向き合って話をしていいたからだと思えます。人権感覚が鋭く、自分を見つめる力もある朱花音さんは、学級にも気づきを発信してくれそうです。



人権のひろば

191

人権教育・啓発課 ☎(232)2113



地面で人間の値打ちは決まらない ~土地差別問題から考える~

町には「菊陽町部落差別解消推進条例」があります(広報さくよう2月号に掲載)。条例には、「部落差別が現実であり、それをなくす」と記載があります。昨年末、町民から県の出先機関に同和地区の所在を問い合わせる部落差別事象が発生しました。今回は、「同和地区の所在問い合わせ」について考えてみます。

問 「物件が同和地区にあるかどうか」と尋ねたり調べたりすることは差別になりますか？

これは、明らかな差別です。「知りたい理由」は、知り得た情報をその後の態度の判断や価値基準にすることになります。知りたい根底に「同和地区の物件はいやだ、避けたい」という忌避や排除の意識が買かれています。

問 お客さんから、「物件が同和地区か」との問い合わせがあったら、業者などはありのままに答えなければならぬのでしょうか？

お客さんの質問に誠実に答えることは業者などのルールです。しかし、人権侵害につながるこの問い合わせには答えてはいけません。一歩踏み込んで「それは差別につながる」と指摘する必要があります。大阪地裁は「…営業の自由は絶対無限な自由ではなく、その業務は憲法14条によって保障される法の下での平等に反してまで行うことは許されない」と判決を出しています。

住所や本籍地、出生地などといった地面・土地で人間の価値を判断していることのおかしさに、町民の一人一人が気づき、部落差別のないまちづくりを進めていきましょう。

菊陽町 総合交流ターミナル ☎(232)8690



NEWS 第43回

詳しくはこちら QRコード ホームページ Instagram



歓迎迎会

お食事処さん膳では、宴会プランを準備しています。

料金 4,400円～ 飲み放題 1,650円(別途)

- 大小宴会承ります。
● 料理は予算に応じてご用意します。

ご利用の皆さまに大変好評です!

お食事処さん膳

お得な飲料商品紹介

ハイボール&レモンサワー

お風呂上がりに飲みたくなるお酒といえば、ビールと同様に人気の、ハイボールとレモンサワーではないでしょうか。爽やかな喉ごしが癖になりますよね。

現在、お食事処さん膳では、ハイボール&レモンサワーは何杯飲んでも1杯300円(税込み)で提供しています。おつまみのポテトフライや鶏の炭火焼きなども用意しています。ぜひ、気軽に1杯飲みにお立ち寄りください。お待ちしております。



消費生活通信 vol. 4

町消費生活相談室(総合政策課内) ☎(232)2112 相談受付時間 (月)木 午前10時~午後4時

覚えがない未納料金を請求する架空請求に注意!

「利用した覚えのない請求が届いた。どうすればよいかわからない」など、架空請求に関する相談が多く寄せられています。架空請求は、スマートフォンに自動音声の電話をかけたり、はがき、電子メール、SMSなどを送りつけたりして、お金を振り込ませる手口です。支払方法も、銀行口座振り込みだけでなく、プリペイドカードによる方法などが見られます。

事例

- スマートフォンに、契約していない大手電話会社から「未納料金が発生している。放置すると法的措置を取る」という自動音声の電話がかかった。詐欺ではないか。
● 国税庁をかたった納税督促のようなメールが届いた。未払いはないと思う。どのように対応したらよいか。
● スマートフォンに、契約していない電力会社から「未払いがある」というメールが届いた。無視してよいか。

「有料サイトの利用料金が未納だ。法的措置を取る」と収納代行業者から電話があった。覚えがないので無視してよいか。

消費者へのアドバイス

- 契約をしていない業者からの請求や、利用したことのないサイトからの請求は無視しましょう。身に覚えのないものは、支払わないようにしましょう。
● 「法的措置」という言葉で不安をあおりますが、請求はがきやメールに書かれている電話番号には、決して連絡しないようにしましょう。
● 支払い手段として「プリペイドカードを買ってきて、その番号を教えて」と指示するものは、詐欺を疑いましょう。
● 架空請求か判断がつかない場合や、不安な場合には、相手に連絡せず、料金を支払う前に消費生活センターや警察などに相談しましょう。